

令和6年度定例監査実施結果の概要

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和6年度における定例監査の結果は、次のとおりである。

第1 令和6年度定例監査実施結果〔下期分〕

- 1 監査実施機関数 113機関（年間定例監査対象機関数268機関）
- 2 監査対象期間 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 3 監査実施期間 令和6年9月18日～令和7年2月5日
- 4 監査方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「産業廃棄物の処理に係る事務は適切に行われているか」を重点事項として実施した。

5 監査結果区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

令和6年度下期 A

区 分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項				2		1			5	3	11
指導事項		33	14	27	4	11	19	1	10		119
注意事項		5	9	6		1	9		1		31
合 計	0	38	23	35	4	13	28	1	16	3	161

令和5年度下期 B

区 分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1		3		2			2		8
指導事項		27	5	28	4	10	11	4	3		92
注意事項		4	5	1		3	15		9		37
合 計	0	32	10	32	4	15	26	4	14	0	137

令和6年度下期と令和5年度下期との対比（A－B）

区 分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲ 1		▲ 1		▲ 1			3	3	3
指導事項		6	9	▲ 1	0	1	8	▲ 3	7		27
注意事項		1	4	5		▲ 2	▲ 6		▲ 8		▲ 6
合 計	0	6	13	3	0	▲ 2	2	▲ 3	2	3	24

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、10機関で11件あった。

(1) あけぼの医療福祉センター（給与1件）

昨年度の定例監査において、月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給していたことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあった。

(2) 動物愛護指導センター（重点事項1件）

産業廃棄物の収集・運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項により、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等及び産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければならないが、所有する分析機器の撤去処分委託契約について、上記以外の者に委託していた。また、委託契約は請書により行われ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号において、委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。

(3) 中央児童相談所（重点事項1件）

産業廃棄物である厨房グリストラップ汚泥の収集・運搬、処分業務の委託において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき、産業廃棄物収集・運搬、処分に係る契約を書面により行うこととされているが、行われていなかった。

(4) 博物館（物品1件、その他1件）

①昨年度の定例監査において、借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、借用物品について占有物品受入調書が作成されていないものがあった。

②収入に関する事務や物品に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 7件（収入4、物品2、重点事項1）

(5) 総合農業技術センター（重点事項1件）

産業廃棄物処分業務契約書において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に定められている、当該産業廃棄物に係る最終処分場の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力についての記載がないものがあった。

(6) 甲府工業高等学校（給与1件）

昨年度の定例監査において、扶養手当について支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていないものがあった。

(7) 巨摩高等学校（その他1件）

収入に関する事務や給与に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 5件（収入2、給与2、財産1）

(8) 吉田高等学校（その他1件）

収入に関する事務や契約に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 5件（収入1、財産1、契約2、重点事項1）

(9) 富士河口湖高等学校（重点事項1件）

産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号により、金額等にかかわらず書面により行うこととされているが、行われていないものがあった。

(10) あけぼの支援学校（重点事項1件）

産業廃棄物の処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより確認し、保存しなければならないが、行われていなかった。また、委託契約は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき書面により行うこととされているが、行われていなかった。

8 指導事項の主な内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 収入（33件） | 収入未済（18件）など |
| (2) 支出（14件） | 支出科目が誤っていたもの（4件）など |
| (3) 給与（27件） | 諸手当や旅費の支給に誤りがあったもの（19件）など |
| (4) 財産（4件） | 貸付財産の移動報告が行われていなかったもの（3件）など |
| (5) 物品（11件） | 備品等の管理に不備があったもの（5件）など |
| (6) 契約（19件） | 契約解除等に関する違約金条項が適切でなかったもの（16件）など |
| (7) 工事（1件） | 建設工事約款に定める契約書記載事項に不備があったもの |
| (8) 重点事項（10件） | 産業廃棄物処理業務等委託契約において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に抵触する不備が認められたもの（8件）など |

9 注意事項の主な内容

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 収入（5件） | 直接収納事務に不備があったもの（3件）など |
| (2) 支出（9件） | 資金前渡に係る事務に不備があったもの（5件）など |
| (3) 給与（6件） | 諸手当の確認書類において不備があったもの（4件）など |
| (4) 物品（1件） | 郵便切手類受払簿の記載に不備があったもの |
| (5) 契約（9件） | 契約書に貼付する収入印紙の金額に誤りがあったもの（4件）など |
| (6) 重点事項（1件） | 産業廃棄物処分委託基本契約書において、必要事項の記載漏れがあったもの |

第2 令和6年度定例監査の実施状況

- 1 監査実施機関数 268機関
- 2 監査対象期間 (上期) 令和5年度
(下期) 前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 3 監査実施期間 令和6年4月18日～令和7年2月5日
- 4 監査結果

令和6年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1	2	1	1			6	3	14
指導事項		76	20	36	19	26	40	1	13		231
注意事項		9	20	9		3	25		1	1	68
合 計	0	85	41	47	20	30	65	1	20	4	313

令和5年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	2	4	1	2			3		13
指導事項		71	13	44	19	20	26	6	3		202
注意事項		10	9	1	1	7	28	3	11		70
合 計	0	82	24	49	21	29	54	9	17	0	285

令和6年度と令和5年度との対比 (A - B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		▲ 1	▲ 1	▲ 2		▲ 1			3	3	1
指導事項		5	7	▲ 8		6	14	▲ 5	10		29
注意事項		▲ 1	11	8	▲ 1	▲ 4	▲ 3	▲ 3	▲ 10	1	▲ 2
合 計	0	3	17	▲ 2	▲ 1	1	11	▲ 8	3	4	28

第3 令和6年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点事項のテーマを定め監査を実施した。

1 重点事項のテーマと目的

(1) テーマ

産業廃棄物の処理に係る事務は適切に行われているか。

(2) 目的

県は産業廃棄物処理に関する施策を推進する一方、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めるところにより、産業廃棄物の排出事業者として適正に処理する責務があり、万が一、不適切に処理された場合は周辺環境に大きな影響を与える恐れがあり、県行政への信頼を大きく損なうことにもなりかねない。

令和5年度の定例監査においては、契約書の記載内容に不備があるものや産業廃棄物収集運搬業許可証の更新後の提出を受けていないものなどの不適切な事務処理があった。

このため、産業廃棄物の処理に係る事務を重点的に監査することにより、その適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の効果的な運用に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査実施期間

令和6年4月18日～令和7年2月5日

(2) 監査の着眼点

ア 契約方法、金額、業者選定等は適切か。

イ 契約書の内容は適切か。

ウ 履行確認は適切か。

エ 産業廃棄物管理票や産業廃棄物の管理は適切か。

(3) 監査方法

- ・重点事項の監査は、定例監査に併せて行い、原則として監査対象を精査（全部又は一部の範囲にわたり精密に調査）する。
- ・事前に重点事項調書及びその他必要書類の提出を求め、予備監査時に当該調書の記載内容について確認し、重点事項確認票により職員から聴取する。
- ・重点事項調書及び重点事項確認票は、監査結果復命書に添付して報告する。

(4) 監査対象事務

令和5年度に行われた産業廃棄物の処理に係る事務

3 監査結果

(1) 産業廃棄物の処理に係る事務の実施状況について

産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）、廃掃法施行令、廃掃法施行規則等に基づき事務が行われている。

廃掃法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており（第3条第1項）、また、産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされている（第11条第1項）。さらに、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合であっても、事業者は、この排出事業者責任に基づき、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ

ている（第12条第7項）。

令和5年度においては、97機関（本庁20機関、出先機関77機関）で産業廃棄物の処理に係る事務が行われており、その内訳は次のとおりであった。

区 分	監査対象 機関数	監査対象事務 実施機関数	収集・運搬及び処分委託件数		
			産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物	合 計
本 庁	135	20	26	15	41
出先機関	133	77	143	64	207
合 計	268	97	169	79	248

（2）産業廃棄物の処理に係る事務について

産業廃棄物の処理に係る事務は、概ね適正に行われていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ア 特別管理産業廃棄物の保管場所に、必要事項を表示した掲示板が設置されていないもの
- イ 廃掃法に定める産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託できる者以外に委託していたもの
- ウ 契約が書面により行われていないもの
- エ 契約書の記載内容が不十分なもの
- オ 産業廃棄物の処分等が終了したことを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより確認し、保存しなければならないが、行われていないもの
- カ 収集運搬と処分をそれぞれ別業者に委託していたが、委託料の請求及び受領に関する委任状等がないまま、処分委託料についても収集運搬業者に支払いが行われていたもの

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和6年度における監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

1 財務事務の適正かつ効率的な執行について

令和6年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が1件、指導事項が29件増加、注意事項が2件減少し、全体では28件増加しており、重点事項を除いた比較では25件増加している。

指摘事項については、産業廃棄物の処理に関する委託契約が書面により行われていないものや、同一機関において前年度の指導事項と同様の不適切な事務処理があるものが確認された。また、指導事項に該当する事務処理が多数あるため指摘事項となったものがあつた。

指導事項については、旅費の支給に誤りがあるものや、契約書の契約解除に関する違約金条項が適切でないもの、振替や代休に係る時間外勤務手当の不適切な事務処理が今年度も確認された。

これらの不適切な事務処理の再発防止に向けて、業務に係る規則及び運用通知等の整備や一層の周知を図るとともに、内部統制制度の機能が効果的に発揮されるよう制度運用の見直しを検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

2 旅費の適正な執行について

旅費の執行において、やむを得ない理由がないにもかかわらず経済的かつ合理的な経路による旅行となっておらず、旅費が過大に支給されているものがあつた。

山梨県旅費条例に基づき、旅行の経路や手段の妥当性を判断する際は、公共交通機関の経路検索システム等を活用して複数の経路を比較検討するなど、適正な執行に努められたい。

3 契約手続きの適正化について

契約書においては、法令等に基づき条項を定める必要があるが、契約解除等に関する違約金条項の記載漏れや、記載内容が適切でない事例などが多数あつたことから、契約手続きに不慣れな機関においても適正な事務処理が行われるよう手続きにおける注意点を周知するとともに、支援体制の強化を図られたい。

4 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託に係る支出科目について（重点事項）

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務の支払いにおいて、処分業務も併せて委託する場合には委託料で支出しなければならないにもかかわらず、役務費で支出している事例が見られた。

その原因としては、支出科目についての認識が不十分であることや、一部の部局や機関においては、予算に委託料が計上されていないことを理由として、役務費で支出している事例も見受けられた。

このため、適切な事務処理が行われるよう、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託に係る正しい支出科目について周知・徹底するとともに、必要な予算を確保するなど、適正かつ統一的な事務処理が図られるよう努められたい。

5 産業廃棄物処理における排出事業者責任について（重点事項）

産業廃棄物を排出する機関においては、産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者や処分業者等に委託して行う場合にあっては、排出事業者としての責任があることに変わりはなく、法令等に基づき処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一方で、一部の機関において、廃掃法に規定する処理業者でない者に委託し、実際の処理は許可を受けた別の業者によって行われたものや、委託契約が書面により行われていないもの、委託契約書の内容に不備があるもの、委託契約書に定められた「適正な処理に必要な情報の提供」が行われていないものがあり、廃棄物の管理、委託契約の締結、マニフェストの交付などの産業廃棄物処理に係る一連の事務処理において、基本的な誤りや不適切な事案が見受けられた。

これらの事案においては、産業廃棄物処理における排出事業者責任についての認識や法令等の理解が不十分であることが原因と考えられることから、法令等の規定を十分に確認し、適切な事務処理に努められたい。